

## ○大子町地域人材育成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域における雇用機会の拡大に資するため、未就職者を正規雇用し、地域ニーズに応じた人材を育成するものに対しこれに要する経費について、地域人材育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 未就職者 町内に住所を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第207号）第1条に規定する学校を卒業し、又は事業主の都合により離職し、求職活動を行っているものをいう。
- (2) 正規雇用 次のいずれにも該当する雇用をいう。
  - ア 事業主に直接雇用されていること。
  - イ 雇用期間の定めのないこと。
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であること。
  - エ 賃金が労働した時間によって算定されないこと。
- (3) 企業 町内に事業所を有し、かつ、雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を営む法人又は個人をいう。
- (4) 新規雇用者 新規に正規雇用された未就職者で、11月以上継続的に雇用されているものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 新規雇用者数が1人以上であること。
- (2) 町税等を滞納していないこと。
- (3) 次条に規定する業種のいずれかに該当すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象者としな

- (1) 正規雇用の日の前日から起算して過去3年間において同一の未就職者を正規雇用している企業
- (2) 事業主が個人である場合は、正規雇用した者が事業主の2親等以内の親族である企業
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はその統制下にある企業
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する企業
- (5) 大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱（平成20年大子町告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けている企業
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている企業
- (7) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的としている企業（補助対象業種）

第4条 補助金の交付の対象となる業種は、次に掲げるものとする。

- (1) 製造の事業
- (2) ソフトウェア業
- (3) 旅館業（下宿営業を除く。）
- (4) 医療・福祉業
- (5) 教育・学習支援業
- (6) 農業・林業
- (7) 建築・土木・設備工事業
- (8) 造園業
- (9) 道路旅客・貨物運送業
- (10) 卸売・小売業
- (11) 自動車販売・整備業
- (12) 廃棄物処理・衛生の事業

(13) 飲食サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものを除く。）

(14) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める業種  
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、人材育成に係る研修費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、新規雇用者1人につき年額15万円を限度とし、一の企業につき同一年度内において200万円を限度とする。

2 補助金の交付は、新規雇用者1人につき1回限りとする。

(申請予定者の登録)

第7条 次条に規定する補助金の交付の申請を予定している者は、未就職者を正規雇用した日から起算して30日以内に、地域人材育成事業補助金申請予定者登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 新規雇用者名簿（様式第2号）

(2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは地域人材育成事業補助金申請予定者登録台帳（様式第3号）に登録するものとする。

(補助金の交付の申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、未就職者を正規雇用した日から11月を経過した日から起算して30日以内に、地域人材育成事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 雇用契約書又は雇入通知書の写し

(2) 新規雇用者名簿

(3) 市町村税の完納証明書

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付手続の省略)

第9条 規則第18条の規定により、規則第11条に規定する補助金等の額の確定の手続を省略するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

